

「カルスポ蒲郡エンジョイクラブ」指導者規約

(趣旨)

第1条 この指導者規約（以下「本規約」という。）は、「カルスポ蒲郡エンジョイクラブ」（以下「本クラブ」という。）の運営主体である蒲郡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）と本クラブの指導者（以下「指導者」という。）との関係に適用し、指導者の心得及び遵守すべき事項を明記するものとする。

(心得)

第2条 指導者は、次に掲げる事項を守るよう心掛けなければならない。

- (1) エチケット及びマナーを守り、健康管理に十分注意し、各自の責任において指導に当たること。
- (2) 本クラブの会員（以下「会員」という。）の健やかな成長を促進することを目的とした指導に当たること。
- (3) 指導者は、施設管理責任者の指示に従い、会員が安全に活動できるように努めること。
- (4) 本規約に定めのない事項は、各活動場所のルール等に従うこと。

(資格)

第3条 指導者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本クラブに指導者登録をした者
 - (2) 教育委員会が実施する指導者研修を修了し、教育委員会が指導者として適当と認めた者
- 2 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第2条第1項に規定する教育公務員が本クラブに指導者登録しようとするときは、同法第17条第1項の規定により、事前に指導者を兼職することについて当該教育公務員の任命権者の許可を得るものとする。

(登録)

第4条 指導者の登録には、本規約への同意が必要である。

- 2 指導者の登録を希望する者は、教育委員会が指定したアプリ（以下「アプリ」という。）により、氏名、住所、メールアドレス、緊急連絡先等を登録するものとする。
- 3 第3条第2号に規定する指導者研修の修了及び前項に規定する登録をもって、

本クラブへの登録手続の完了とし、指導者となる者は、「カルスポ蒲郡エンジョイクラブ」実施要綱（以下「要綱」という。）及び本規約に同意したものとみなす。

（登録後の指導者情報の変更）

第5条 指導者は、前条第2項の規定により登録された情報に変更が生じた場合は、遅滞なくアプリにて届け出なければならない。

（登録の取消し）

第6条 指導者は、指導者の登録を取り消す場合は、アプリにて届け出なければならない。

（活動日時）

第7条 指導者は、本クラブを構成する各クラブの年間スケジュールに基づき、決められた日時に活動する。

（意見の具申）

第8条 指導者は、指導等のほか、教育委員会の求めに応じ、本クラブに関し意見を述べることができる。

（実績報告）

第9条 指導者は、指導を行った後、勤務実績報告を教育委員会に提出しなければならない。

（報償）

第10条 指導者の報償は活動1回につき5,000円とし、年度を4月から9月の前期と10月から翌年3月の後期に分け、それぞれ前期は支払い月を10月、後期は支払い月を翌年4月として指導した日数分の報償を支払い月にまとめて支払うものとする。

2 報償は、指導者が指定した金融機関口座へ蒲郡市が振り込む。

（保険）

第11条 指導者に係る保険の加入申請は教育委員会が行い、保険料は教育委員会が負担する。

（指導者資格の取消し）

第12条 教育委員会は、指導者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、当該指導者の指導者資格を取り消すことができる。

(1) 指導者として不適切な行為をした場合

(2) 会員又は他の指導者の名誉を著しく傷つけた場合

- (3) 教育委員会、本クラブ、会員又は他の指導者に対し過度又は不当な要求を行った場合
- (4) 要綱及び本規約に違反した場合
- (5) その他教育委員会として指導者資格の取消しが必要と認める場合
(個人情報の保護)

第13条 指導者は、会員及び他の指導者の個人情報について、本クラブの運営目的以外には使用してはならない。

(肖像権)

第14条 教育委員会は、本クラブ活動PRの為、活動中の指導者の様子等を撮影し、アプリ上で公開することができる。ただし、当該撮影又は公開について、不都合がある場合には、指導者はあらかじめ教育委員会にアプリでその旨を申し出るものとする。

(損害賠償)

第15条 指導者が、要綱及び本規約に反する行為等により、本クラブ又は教育委員会に損害を与えた場合は、当該指導者はその損害を賠償する。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認める場合は、当該賠償を免除することができる。

(本規約の改定)

第16条 教育委員会は、必要に応じて本規約を改定できるものとし、改定した場合は、速やかに指導者に通知しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、令和8年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第10条第1項の規定にかかわらず、令和8年度の活動期間は9月から翌年3月までの7か月間とし、指導した日数分の報償を令和9年4月にまとめて支払うものとする。